

島根労働局発表
令和4年11月22日(火)

担	島根労働局 労働基準部
	監督課長 濱崎 雄俊
当	監察監督官 森下 孝則
	0852-31 1156

「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施しました ～アルファード食品株式会社を訪問～

島根労働局(局長:宮口 真二)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、長時間労働の削減等に積極的に取り組んでいる企業(ベストプラクティス企業)への職場訪問を実施しました。

今回は、アルファード食品株式会社(出雲市大社町・アルファード化米を主体とした米加工食品の製造・販売)を訪問し、代表取締役 林隆史氏から、長時間労働の削減等に向けた取組についてご説明いただきました。

島根労働局では、今後も長時間労働の削減等に向け、このような取組を広く紹介していきます。

島根労働局長による企業訪問について(概要)

- 訪問日 令和4年11月10日(木)
- 訪問先 アルファード食品株式会社
島根県出雲市大社町北荒木 645
- 取組内容 中期経営計画における残業時間の目標値設定
勤怠管理システムによる勤務実態の把握
情報共有ツールの活用による業務効率化
部署横断チームによるショートミーティングの実施

取組内容の詳細は、別紙を参照ください。

島根労働局長が長時間労働の削減等に取り組む県内企業を訪問しました ～令和4年11月10日（木）に「アルファ食品株式会社」を訪問～

島根労働局では11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、労働局長が長時間労働の削減等に積極的に取り組む県内企業を訪問し、企業の取組事項等についてお話を伺いました。以下に主な取組事例を挙げますので、1つの参考とされてはいかがでしょうか。

【訪問先企業】

アルファ食品株式会社

（所在地）島根県出雲市大社町北荒木 645

（代表者）代表取締役 林 隆史 氏

（従業員数）260名（令和4年10月末現在）

（事業内容）アルファ化米を主体とした米加工食品
の製造・販売

【訪問日時】

令和4年11月10日（木）14時～



訪問時の様子（林代表取締役より取組状況の説明）
右が島根労働局

アルファ食品株式会社における長時間労働削減等に向けた主な取組

◆ 中期経営計画における残業時間の目標値設定

○3か年の中期経営計画において、従業員1人当たりの残業目標時間を月10時間以内と設定して、労使の双方において残業削減の意識を高めて、業務の効率化、長時間労働の削減に取り組んでいる。

◆ 勤怠管理システムによる勤務実態の把握

2015年より勤怠管理システムを導入し、日々の出退勤の状況等、勤務実態をタイムリーに把握して、36協定に対応した長時間労働を抑制するアラートの発信、時間外労働時間数や休暇取得状況の可視化により、長時間労働の未然防止・休暇の確実な取得に繋がっている。

◆ 情報共有ツールの活用による業務効率化

○デジタルトランスフォーメーション（DX）強化の一環として情報共有ソフトを導入し、営業部門においては、タブレットPCとスマートフォンを活用することにより、社内における事務処理の時間の削減等による業務効率化を図っている。

◆ 部署横断チームによるショートミーティングの実施

○毎週、社内で4～10名の部署横断チームを作り、会社のこれまでの文化を記載した「カルチャーブック」を基に、業務の効率化や職場環境など、毎週テーマに沿った発言の場を設定し、従業員のコミュニケーションの活性化を図っている。

◆ 各種委員会活動の活用

○業務効率化や生産性向上のため、安全衛生委員会による有給休暇取得の呼びかけの実施や健康管理の促進、5S委員会による他部署へのパトロールの実施により、社内の意識向上に取り組んでいる。

<主な取組について>

中期経営計画における残業時間の目標値設定

▶取組① 中期経営計画

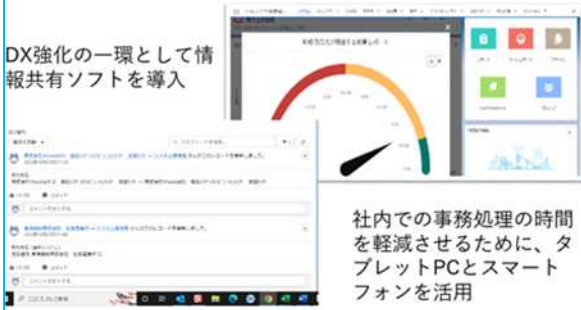
- 3か年の中期経営計画の中で、残業時間について目標値を設定



情報共有ツールの活用による業務効率化

▶取組③ 情報共有ツールの強化

DX強化の一環として情報共有ソフトを導入



社内の事務処理の時間を軽減させるために、タブレットPCとスマートフォンを活用

勤怠管理システムによる勤務実態の把握

▶取組② 勤怠管理システム

- 日々出退勤状況の把握 → 年単位の集計表（次項）
- 有給休暇の取得状況の把握

部署横断チームによるショートミーティング

▶取組④ ショートミーティング



- 4~10名の部署横断チームをつくり、毎週テーマに沿った発言
- 取締役も参加し社員間コミュニケーションの活性化

<企業トップとの意見交換>



林代表取締役と長時間労働の削減や休暇取得促進などについて意見交換を行いました。（右が宮口局長）

<社内の視察>



取組状況についてお伺いした後に、事務所及び工場内を案内いただきました。（左が宮口局長）

<若手社員との意見交換>



若手社員の方から、時間外労働や休暇の取得状況などについて、話をお聞きました。（中央が宮口局長）

◆事業主の皆さまへ

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などのためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。経営トップの主導の下、積極的なお取組をお願いいたします。また、以下の部署・機関で取組方法や活用できる助成金制度に関してご相談を承っています。

○働き方・休み方の見直しや関連する助成金制度について

島根労働局雇用環境・均等室（電話 0852-31-1161） 担当：働き方・休み方コンサルタントまで

○働き方改革の取組方法や各種助成金制度の活用方法について

島根働き方改革推進支援センター（ ）（電話 0120-514-925）

（ ）島根労働局が一般社団法人島根県経営者協会に事業委託しています。